



2018-19年度
国際ロータリー会長
バリー・ラシン

Weekly Report Niigata



インスピレーションになろう

国際ロータリー

2018-19 年度テーマ

インスピレーションになろう



2018～19 年度
新潟ロータリークラブ会長

若槻 良宏

新潟 RC 12 月第 4 例会 (2018.12.25) No.3263

(1) ロータリーソング「それでこそロータリー」斉唱

(2) 若槻 良宏会長挨拶

皆様こんにちは。まず、先週末にかけて参加した行事や事業について、報告いたします。12月21日、社会奉仕委員会の事業として、ロータリー保育園を訪問してまいりました。佐藤紳一さん、小林健さん、鈴木滋弥さん、小松茂樹さん、織戸潔さん、大澤強さん、若槻が参加しました。佐藤紳一さんと若槻がサンタクロース役となり、園児にプレゼントを渡し、また、園児の歌を聴いたりして交流を図りました。子どもたちのとても元気で明るい姿に接し、私たちも楽しいひと時を過ごすことができました。トナカイの被り物をした大澤さんも大人気でした。

12月23日には旧新潟市内7RCの共催行事として、インターアクト献血キャンペーンが開催されました。新潟RCからは、古田秀衛さん、津久井勝之さん、森安千博さん、内山博之さん、鈴木滋弥さん、織戸潔さん、大澤強さん、若槻が参加しました。血液が不足する年末年始に向けて、高校生が街頭に出て献血を呼びかける事業であり、私たちロータリアンは、後方支援として、配付物(チラシ、ティッシュ、チョコレート)の袋詰め等を行いました。

同じく12月23日に、第2560地区青少年交換委員会主催の第1回派遣学生オリエンテーションが開催されました。2019-2020年度は、短期派遣学生3名、長期派遣学生3名の派遣を予定しています。新潟RC関係では、新潟RCが推薦しました佐藤花与さんが、長期派遣学生に選定されました。新潟RCは、本年度に続き、次年度も長期派遣学生の派遣、受入れを行うこととなります。青少年の国際交流を支援できることを大変嬉しく思うとともに、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。夜にはクリスマス会が開催され、クイズ大会、ビンゴ大会などで大いに盛り上がりしました。

最後に、今年最後の法務トピックスをお話させていただきます。

平成30年12月17日、消費者裁判手続特例法(平成28年10月1日施行)に基づき、日本で初めての訴訟が提起されました。内容は、認定を受けた消費者団体が東京医大に対して、不正入試に関する受験料の返還を請求するというものです。通常の訴訟は、受験生(消費者)が原告となり、大学(事業者)を被告として訴えを提起することになりますが、消費者裁判手続特

例法は、認定を受けた特定適格消費者団体(現在全国に3つ)が原告となり、訴えを提起することが特徴です。また、通常の訴訟手続は、一つの訴訟手続で、権利義務の存否、額を判断しますが、消費者裁判手続特例法は、二段階の手続を用意しています。まず、第一段階の手続(共通義務確認訴訟の手続)において、各消費者に共通する概括的な法律関係(共通義務)について確認を行います。今回の裁判を例にしますと、不正入試が不法行為・債務不履行を構成し、受験料の返還義務が発生するか否かについての確認を行います。続いて、第二段階の手続(被害回復裁判の手続)において、個別消費者の個別の権利を審理の対象とします。今回の裁判を例にしますと、Aさんが不正入試により不合格になった対象受験生に当たるか否か等を審理します。

第一段階の手続と第二段階の手続の関係については、第一段階で消費者団体が勝訴した場合には、第二段階の手続に進み、債権の届出、認否、確定等の手続を経て債権の存否、額が確定します。これに対し、第一段階で消費者団体が敗訴した場合には、個々の消費者にはその判決の効果は及ばず、制度上、個々の消費者は別途訴えを提起することができます。

このように消費者裁判手続特例法は、消費者被害を集団的に救済するための制度であり、消費者にとっては有効な制度ですが、他方で、事業者にとっては、訴訟リスクが高まる制度であるといえます。事業者のリスクに配慮して、対象について、①金銭の支払義務に限定、②事業者が消費者に対して負う義務に限定(B To Bは対象外)、③消費者契約に関する義務に限定(消費者契約とは関係のない不法行為請求(PL請求等)は対象外)、④拡大損害、逸失利益、生命身体損害・精神的損害は対象外にする、などの措置が講じられていますが、今後、対象となる義務の範囲が拡大されたり、損害の範囲が拡大される可能性もあり得るところです。第1号事件をきっかけに、訴訟が増加する可能性も否定できません。

そこで、今一度、事業者においてはコンプライアンス体制の確認を行うことが大切です。事業者が法令遵守に取り組むことは公正な市場を実現するために重要であると考えられており、その前提として、コンプライアンス体制を構築することが求められています。コンプライアンス体制の構築は、ロータリーの職業奉仕に関連する重要な事項です。要点は、①内部統制システムの構築と、②内部統制システムの運用です。近時は、内部

統制システムが機能していなかったとして、②の運用義務違反が問題になるケースが多いと認識しています。「仏作って魂入れず」にならないように、今一度ご留意ください。

本日は本年最後の例会です。1年間お世話になりました。皆様良いお年をお迎えください。

(3) 一年交換学生Rane Biekerさん挨拶

(4) 次年度地区役員委嘱状伝達

- ・地区諮問委員、危機管理委員長 石本隆太郎君
- ・危機管理委員会委員 樋熊紀雄君
- ・ロータリー財団委員会 奨学金・VTT 委員会委員、資金管理委員会委員長 得永哲史君
- ・ロータリー財団委員会学友会委員会委員長 高橋秀樹君
- ・米山記念奨学委員会奨学生選考委員会委員 宇尾野隆君
- ・米山記念奨学委員会奨学生選考委員会委員 小木将綱君

(5) 委員会報告

・小林建社会奉仕委員長 年12月21日 15:00より、今年もロータリー保育園にクリスマス訪問に行ってきました。若槻会長と佐藤理事がサンタに、大澤幹事がトナカイに扮しました。

園児からの質問タイムでは、「サンタさんの好きな食べ物は何か」というかわい質問に、佐藤サンタが「ラーメンとギョウザです」と答え「え〜〜！」という歓声が上がる一幕もありました。また、大澤トナカイがかわいいと人気でした。



・古田 IA 委員長 12月23日に、新潟市内 IA クラブによる献血活動が行われました。新潟クラブの協賛金は52口と市内クラブで一番でした。来年は新潟明訓高校インターアクトクラブと一緒に当クラブが担当しますので、よろしくお願い致します。

(6) 各種ご寄付の発表

ロータリー財団寄付発表(本多 晃委員)

徳永 昭輝君 (恒久基金寄付)
仙石 正和君

米山奨学会寄付発表(新田 幸壽委員長)

小飯田 澄雄君

青少年育成基金寄付発表(本間 彊副委員長)

井東 昌樹君 得永 哲史君
田中堅一郎君 細野 義彦君
池上 茂樹君 本間 彊君

(7) ニコニコボックス紹介 (若杉 武委員長)

- ・若杉 武君 無事、年を越せそうなことを喜んでニコニコします。
- ・金井 政則君 株式市場はメソメソですがクリスマスイブの結婚祝はニコニコでした。有難うございました。
- ・石橋 正利君 70歳になることができました。ありがたいことです。少しでも生涯現役で取り組みます。

(8) 幹事報告 (大澤 強)

ロータリー事務局は29日より1月6日までお休みとなります。

(9) 「長寿企業から職業奉仕の実践を学ぶ」

石橋 正利職業奉仕委員長

(10) 12月25日例会の出席率 67.03 %

会員数 93名 (出席免除会員 8名)

出席者 61名 (出席免除会員 6名を含む)

(2週間前メーク後 94.38 %)

1月15日の例会予定

卓話「障害者雇用について」

㈱バウハウス 代表取締役 肥田野正明氏

～*～ ご 案 内 ～*～

1月15日 11:45～ 例会場前にて餅つきを行います。ご都合のつく方は是非、ご参集願います。

新潟ロータリークラブホームページアドレス

<http://www.niigatarc.jp/>